

低出費とは限らない家族葬

749 近年、墓や葬儀のあり方が多様化し、関連するサービスも変化している。それに伴い、葬儀業者への不満や価格面のトラブルなどの相談も増加。日本消費者協会（日消協）は「値段の比較だけでなく、心を込めてお別れができるように、事前に業者としっかり相談を」と呼び掛けている。（田辺利奈）

葬儀の形、よく考えて

「最近では費用を抑えたいとの思いから、家族葬が増えている」と話すのは、葬祭業者でつくる全日本葬祭業協同組合連合会の浜名雅一（副会長）。家族葬は祭壇を小さくしたり、料理を減らしたりすることで費用は少額になる。ただ、町内会などに周知する一般的な葬儀と違い、寄せられる香典が少なく、収支がマイナスになることもあるという。

浜名さんによると、父親と母親を続けて亡くした依頼者は、父親の葬儀は町内会に周知したが、母親の時は知らせず、祭壇も半分は

香典減り収支マイナスも

した。結局は母親の時の方が負担が多かったという。「相互扶助で成り立つ本来の日本の葬儀は、合理的にできている」と話す。

さらに周知しないと、訃報を知った人がばらばらの時間に弔問に来るため、ずっと家にいる必要が出てくる。浜名さんは各家庭の事情に合わせて、いろいろな業者に事前相談するよう勧めている。

自由記述の回答では、家族葬が増えて亡くなったことを地域の人たちが知らされないこともあり、「近所のつながりが薄らいでいく寂しさを感じる」との意見もあった。

このほか「葬儀を経験して困ったこと（重複回答）」について、「心付けやお布施の額」（37%）、「通夜・告別式の接待の仕方や手配」（26・6%）、「葬儀の手順がわからなかった」（25・7%）の順で多かった。

告別式をせず、火葬のみとする「直葬」の考え方は、「故人の希望なら仕方ない」（38・9%）と、「あまりにも味気ない」（38・6%）がほぼ同じくらいあった。故人の思いを優先したい一方で、「それでいいのだからか」という思いも垣間見える。

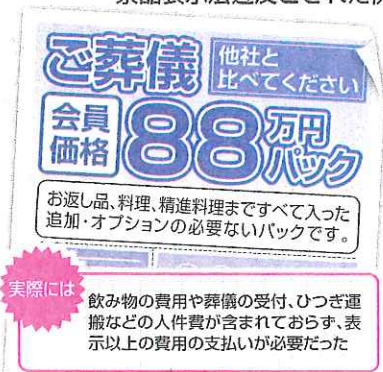
目立つ費用面のトラブル

消費者庁は二〇一二年二月、葬儀業者十社の十二例について、費用表示に景品表示法違反につながるおそれがあるとして注意喚起した。問題になったのはチラシで「無料会員になれば葬儀費用を値引きする」などがあるが、

国民生活センターによると、全国の消費生活相談窓口へ寄せられた葬儀に関する相談件数は、ここ数年増加しておりグラフ、内容は葬儀業者の対応への不満や、費用面でのトラブルなどが目立つ。

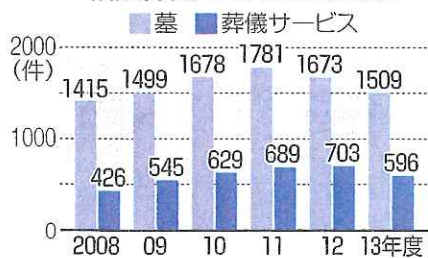
実際は誰でも会員価格で葬儀ができた事例や、他社の費用と比較して自社が割安のように表示していたが、同じ基準で比較していない可能性がある例など。一二年九月には同法違反で社名を公表し、措置命令を出した事例もある。

景品表示法違反とされた例



※消費者庁の資料を基に作成

墓・葬儀サービスに関する相談件数 ※13年度は2月末現在



墓に関する相談件数も毎年千五百件前後と、高い数値で推移している。一般社団法人「日本石材産業協会」では、墓全般に関して電話相談フリーダイヤル（0120）411479で対応している。受け付けは月曜と木曜日の午前十時半～午後三時半。